

令和元年第5回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和元年11月26日

目 次

議第 7 2 号	瑞浪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1
議第 7 3 号	瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 7 4 号	瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	3
議第 7 5 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議に ついて……………	4
議第 7 7 号	令和元年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号）	} 別冊
議第 7 8 号	令和元年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 7 9 号	令和元年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
議第 8 0 号	令和元年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 2 号）	
議第 8 1 号	令和元年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	

議第72号 瑞浪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）が改正されたため、本条例を整備する。

【改正内容】

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を変更し、償還方法に月賦償還を追加し、及び保証人を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第13条（略） （利率）	第1条～第13条（略） （利率）
第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。 （償還等）	第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。 （償還等）
第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。
2（略）	2（略）
3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。	3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。
第16条（略）	第16条（略）

議第73号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

森林の整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、瑞浪市森林環境譲与税基金を設置する。

【改正内容】

瑞浪市森林環境譲与税基金を設置するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
名称	目的	積立額	運用から生ずる収益の処理	名称	目的	積立額	運用から生ずる収益の処理
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
瑞浪市公共施設整備基金	公共施設整備の資金に充てるため	予算で定める額	瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入	瑞浪市公共施設整備基金	公共施設整備の資金に充てるため	予算で定める額	瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入
瑞浪市農業活性化推進基金	農業活性化推進のための企画・調査及び特産物開発等の経費に充てるため			瑞浪市農業活性化推進基金	農業活性化推進のための企画・調査及び特産物開発等の経費に充てるため		
瑞浪市森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため						
電源立地地域対策交付金施設整備基金	電源立地地域対策交付金に係る施設整備の資金に充てるため			電源立地地域対策交付金施設整備基金	電源立地地域対策交付金に係る施設整備の資金に充てるため		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議第74号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

人件費等管理経費の上昇に伴い、瑞浪市産業振興センターの会議室等の使用料を改定する。

【改正内容】

瑞浪市産業振興センターの会議室等の使用料を、人件費等管理経費の上昇分を含めた使用料に改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (第8条関係)			別表第1 (第8条関係)		
施設名	使用料		施設名	使用料	
	最初の3時間まで	以後1時間ごとにつき		最初の3時間まで	以後1時間ごとにつき
大ホール	13,200円	4,400円	大ホール	12,900円	4,300円
大会議室	4,800円	1,600円	大会議室	4,500円	1,500円
中会議室	3,600円	1,200円	中会議室	3,300円	1,100円
小会議室	3,000円	1,000円	小会議室	2,700円	900円
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2 (第8条関係)			別表第2 (第8条関係)		
設備名	使用料 (1回当たり)		設備名	使用料 (1回当たり)	
	摂氏850度以下	摂氏1,250度以下		摂氏850度以下	摂氏1,250度以下
焼成炉 (電気炉 15キロワット)	3,600円	6,600円	焼成炉 (電気炉 15キロワット)	3,500円	6,500円
焼成炉 (電気炉 6キロワット)	1,600円	2,900円	焼成炉 (電気炉 6キロワット)	1,500円	2,800円
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

議第75号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

【制定趣旨】

県内の農業共済事務組合について、中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合を解散し、県内全域を対象とした1県1組合体制をとることとなる。これにより、岐阜県市町村職員退職手当組合から上記3組合が脱退することに伴い、一部事務組合の規約を変更する。

【改正内容】

岐阜県市町村職員退職手当組合規約から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合を削除するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則（略） 別表</p> <p>美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曾川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合_____、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合_____、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合</p>	<p>本則（略） 別表</p> <p>美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曾川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、<u>中濃地域農業共済事務組合</u>、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、<u>東濃農業共済事務組合</u>、<u>飛騨農業共済事務組合</u>、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合</p>